

北九州市水道料金等徴収業務に係る用語の説明

水道料金関係用語

1 検針番号（123－123－00）

検針員の検針順路に関する番号で、検針地区を示す「冊」（3桁）、その中の検針順路を示す「番」（3桁）、番が連続しているときにその間に検針順をとる場合に付番する「S」（2桁）からなる。

2 検区

本市では、原則2ヶ月検針のため、偶数月検針を「A区」、奇数月検針を「B区」としている。対象は少ないが、毎月検針分を「C区」という。

3 標準検日（定例検日）・実検日

検針に行く予定日は同一世帯では一定で、これを「標準検日（定例検日）」という。（例：偶数月の5日など。）また、実際に検針に行った日が「実検日」となる。（悪天候等で標準検日に検針に行けない場合がある。）

4 使用水量の認定

検針時に、メーターボックス上の積荷・駐車などでメーターを検針できない場合や漏水があった場合等、使用水量を推定することを「認定」といい、前回使用水量、前年同期使用水量などを参考に決定する。

検針困難等で、長期にわたり認定が続くことを「長期認定」という。

5 検針用業務端末（スマートフォン検針）

検針した指針数値を入力することで、差引計算、料金計算、使用水量のお知らせ票及び納入通知書の出力まで行う検針用業務端末（スマートフォン）。

6 調定

検針結果から水道料金を上下水道局の意思として決定する行為。調定日は、検針データに不備がなければ検針した日、不備があればその不備を解消した日になる。

7 定時調定・随時調定

2ヶ月ごとに定例で検針した結果で料金を決定するのが定時調定。引越しなどに伴い水道の使用を中止し、前回検針日から使用中止日までが2ヶ月に満たないときの精算分（料金日割）などが随時調定。

8 集合住宅制度

受水槽を設置した3階以上の建物で、一定の要件を満たせば制度適用となる。

建物の総使用水量を各戸が均等に使用したものと見なし、各戸ごとに計算した料金の合計を全体の金額とする制度。建物の親メーターを検針し、全戸分の料金を一括徴収する。

9 共同住宅制度

受水槽を設置した3階以上の建物で、一定の要件を満たせば制度適用となる。

各戸ごとのメーター（子メーター）を検針し、各戸ごとに料金徴収する。

10 水道料金収納窓口

本市では、市内に店舗を有する金融機関及び全国の郵便局、上下水道局と収納委託契約を締結しているコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ等）、MMK設置店の各窓口で水道料金の収納が可能。

11 収納消込

収納窓口または口座振替にて料金を収納した情報をシステムに登録すること。

12 未納分再振替

口座振替（月末処理）で、資金不足で振替できずに未納となった場合、翌月9日（一部金融機関のみ）及び翌月末に未納分を再度振替処理すること。

13 設置閉栓

使用者が水道の使用を中止したとき、他都市では、無届使用を防止するためメーターを撤去するところもあるが、本市の場合は、後日の入居者の利便性（入居して水道が即使用可能）を考慮し、メーターを設置したまま閉栓扱いとしている。なお、使用中止後1年を経過しても使用者がいない場合、原則メーターを引き上げる。

14 口座制・納付制

本市の水道料金の支払方法は口座制と納付制の2通りあり、上下水道局では収納率が高く徴収コストの安い口座制を促進している（現在の口座普及率は、約72%）。他都市では、クレジット収納を導入しているところもあるが、本市では導入していない（徴収コストが高く、システム改修等による経費増が見込まれることもあり、導入については現在調査・研究中）。

15 納入通知書

水道料金を納入していただくよう納付制のお客さま宛てに通知する書状で、収納窓口で料金を納入する際の払込票が付属する。通常は検針時に現地投函されるが、検針場所以外に送付を希望するお客さまに対しては、後日郵送される。

16 督促状

納入通知書に記載された納入期限までに料金の納入がなかった場合に、未納のお客さま宛てに送付する書状。上下水道局の委託する印刷業者から一括印刷・発送される。

17 停水予告通知書

督促状に記載された納入期限までに料金の納入がなかった場合に、未納のお客さま宛てに送付する書状。上下水道局の委託する印刷業者から一括印刷・発送される。当該通知書に記載された納入期限までに料金の納入がなかったお客さまは、期限の翌日、一覧リストに出力され、未納整理の対象者となる。

18 停水

条例第41条の規定に基づき、水道の使用者に対して、給水を停止すること。その方法には止水栓キャップ（13～20mm）・止水栓止め（13～20mm でキャップが不可能または25mm以上）による止水栓の閉栓、メーターの引き上げがある。

19 停水処分通知書

停水の実行段階で内容を相手に通知する書状。

20 Web 口座振替受付サービス

水道料金等（水道料金・下水道使用料）の口座振替申込み手続きをスマートフォン・パソコン・タブレット端末等でインターネットを利用して受付するサービス。書類作成や届出印が不要で、郵送や窓口持参の手間もなく、お手軽に特定の金融機関からの振替口座の設定が可能（普通預金口座をお持ちの、個人のお客さまに限る）。北九州市上下水道局ホームページで案内している。

給水装置関係用語

1 給水装置

需要者に水を供給するため市が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具。本市の場合、給水装置の維持・管理は所有者または使用者が行うこととなっている。

2 直結式給水

受水槽等を設置せず、配水管の水圧をもって直接各戸に給水する方法。平成8年4月1日から、3階建てまで認められていたが、平成12年1月より、可能なものは階数にかかわらず直結式給水ができるようになった。

3 水槽式給水

直結式給水に対し、受水槽にいったん水を貯めて各戸に給水する方式。

4 給水装置工事の種類

- ・新設工事：新たに給水装置を設ける工事。
例) 家の新築工事を行う場合
- ・改造工事：既設給水装置の位置または口径を変更する工事、給水装置の取替を行う工事、給水栓の数を増減する工事及び撤去工事を伴わない給水装置の廃止。
例) 家の新築工事が完了し入居する際、工事用から一般用に切替える場合
既設給水装置の給水栓の数を増減する場合
既設給水装置の位置または口径を変更する場合

5 給水原簿

給水装置の所有者や施工を請け負った事業者に関する情報、配管図面等の技術的情報を記載した書類で、当初は給水装置工事申込書として用いられ、竣工後、給水原簿として永久保存される。電子データ化されシステム上で閲覧可能。

6 水道工事センター

上下水道局が委託している水道工事関連業務の受託者で、現在13社と契約している。

公道における配水管・給水管等の維持管理が主な業務であるが、水道料金徴収業務と連携する業務として、メーターの取替、メーター取付・引上のほか、無届使用に伴う停水、停水日の夜間における停水解除、宅内漏水調査等の業務も行っている。

7 量水器

水道メーターのこと。使用水量を計量するため、局が設置して貸与しており、使用者は管理義務を負っている。共同住宅の場合は使用者が購入し、以後、維持管理は局が行う。

8 遠隔指示式メーターと集中検針盤

指針を離れた場所に送信できるのが遠隔指示式メーターで、その指針を一ヶ所に集中して受信し表示するのが集中検針盤。マンション等での主な例として、遠隔指示式メーターが各階に各戸数分設置され、集中検針盤が1階に設置されている。

9 検満

水道メーターは、計量法で検定を受けることが義務付けられており、その有効期間は8年となっている。この検定有効期間の満期のことをいう。

10 止水栓

給水管の途中に設置され、宅内の給水用具の取替や漏水修理時に、その給水装置全体を停止できるように設けられたバルブで、水道の元栓と呼ばれている。

11 停水キャップ

停水を行うために止水栓（バルブ）を閉めた後、容易に開栓できないようにかぶせるキャップ。口径13～20mmに対応し、止水栓（バルブ）を回せないように鍵がかかる仕組みになっている。

12 臨時栓

建設工事現場、仮設演芸場、海水浴場（海の家）等で、期間を限定して一時的に水道を使用する場合に、臨時に設置する水道栓。設置当初に使用者から前受水道料を徴収し、閉栓時の精算で必要に応じて還付等の処理を行う。

13 工業用水

工場などの事業所に供給する雑用水。飲用には用いられず、事業向けに限定した水道であるため、水道法の適用を受けない。

下水道使用料関係用語

1 汚水排水量

公共下水道に排出している水量で下水道使用料を徴収する根拠となる。原則、水道及び地下水等使用水量が汚水排水量となるが、営業用については、使用水量を減量して汚水排水量を認定することがある。なお、営業用の地下水等の使用水量については、使用者が設置した量水器の検針等によって認定している。

2 減量

営業用で汚水を排出する者で、その営業に伴って使用する水量が汚水排水量と著しく異なるものについて上下水道局が認めたものに限り、使用水量の一部を控除している。なお、減量する排水量の算定方法は、メーター計測によるものや製品数量から算定するもの等である。

3 人頭制

家庭用専用地下水を使用する際に適用している汚水排水量の認定形態。1世帯3名までは汚水排水量を月10 m^3 と認定し、以降1名増加するごとに3 m^3 を加算する。世帯人員が変更にならない限り一定の汚水排水量となる。

4 固定認定

営業用地下水を使用する際に適用している量水器等の計測器が設置できない場合等の汚水排水量の認定形態。人員、業態、使用者の申出水量、その他参考となる事項を考慮して、水量を固定して認定する。

5 時間計

営業用地下水の水量算定に使用する計測器で上下水道局所有である。地下水汲み上げ時間を計測するものであり、指針値の差（稼働時間）に単位時間あたり揚水量を乗じて汚水排水量を算出する。

6 汚水排水量認定通知書

地下水の量水器等の検針及び減量等により汚水排水量を認定したものについて下水道使用者に通知するもの。

7 延滞金

下水道使用料を納期限までに納付せず督促された後に完納した場合、使用者に対し、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該下水道使用料に条例に定められた定率を乗じて計算した金額。

8 受益者負担金

下水道事業により公共下水道が整備されることにより、特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べ利便性・快適性が著しく向上すること、結果として、当該地域の資産価値を増加させること、加えて、当該利益を受ける者の範囲が明確であること等の理由により、本市では、下水道の処理区域となった区域について、負担金を賦課する区域を決定し、毎年公告する。賦課対象区域内の土地所有者を受益者とし、受益者負担金の請求を行う。

但し、その土地に地上権、質権、又は使用貸借若しくは賃貸借による権利が設定されている場合は、その権利者を受益者とすることがある。

また、賦課対象の土地について徴収を猶予する農地猶予等の制度や、一括納入した場合の前納報奨金等の制度がある。